

Title	<紹介>阿部謹也著 『刑吏の社会史』
Author(s)	服部, 良久
Citation	史林 = THE SHIRIN or the JOURNAL OF HISTORY (1979), 62(2): 322-323
Issue Date	1979-03-01
URL	<a href="https://doi.org/10.14989/shirin_62_322">https://doi.org/10.14989/shirin_62_322</a>
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

阿部謹也著

『刑吏の社会史』

すでに『ハーメルンの笛吹き男』によつて、社会経済史と結合させた新しい民衆社会史の地平を拓かれた阿部謹也氏の手になる本書は、氏の賤民研究の一成果たるに留まらず、法制度を民衆の意識中の生きた姿において捉えるという新たな歴史叙述の方法を実践した点において画期的意義を持つ。著者の意図は、ヨーロッパ中・近世における徹底した刑吏に対する卑賤視の歴史的背景を説明することである。本書は、第一章・中世社会の光と影、第二章・刑罰なき時代、第三章・都市の成立、第四章・中・近世都市の処刑と刑吏、よりなる。著者は、一二、三世紀まで決して卑賤視されず、むしろ高貴な行為でさえあった処刑が後に触穢の対象たる刑吏の卑しむべき職業へと転換する背景として、まず刑罰の意味を歴史的に考察せんとする。そして第二章において以下のように述べる。即ち、一三世紀まで西欧では人間と世界（秩序）

の関係は、なお呪術的・神的な統一体をなし、今日の意味での刑罰は存在しなかった。フエーデは別として、何らかの人民団体に よる、重大犯に対する公的処刑は、違法行為者個人の倫理的評価、責任に基づくものではなく、違法行為の結果傷ついた神聖な秩序を治すための、いわば神々への供儀であった。それ故に、犯罪のあり方に応じて、各々に対応する儀式としての多様な処刑があった。例えば車裂きは、本来殺人犯を太陽神に捧げる祭祀であった。絞首、斬首、水没、生き埋め、投石、火刑等々は何れも同様の供儀としての意味を有した。従つて死刑ではなく、偶然刑的性格が多分にあった。かかる祭祀的行為によつてのみ、人々は自らの生存に不可欠な共同体的絆を回復、維持し得たのである。かかる社会において、刑吏は共同体そのものであった。

刑罰が破壊された平和の回復のための処置であるなら、前述の如き刑罰の意味が転換してゆく原因は、平和観念の変化の中に求められねばならぬ。第三章によれば、古ゲルマンの平和観念においては、国家、人民団体の平和（破壊者は平和喪失を課される）と家族、血縁団体の平和（フエーデによつて回復される）があり、前者が後者に介入することはなかった。ところがキリスト教の普及とともに、神とその代理人（教皇、皇帝）を頂点とする普遍的平和観念が、支配者の側から浸透してゆく。そのピークをなす一二、三世紀以降のラント平和は、一円的領域支配をめざす支配者による、命ぜられた平和に他ならない。古ゲルマン以来の特別平和領域としての家もまた、この管理された平和の中に包摂されてゆく。本章で著者は、家長による家の支配から国王による支配まで全ての支配を家支配から発生したものとする説を、前述の如き家、血縁団体の平和回復方法と、国家・人民団体のその差異を強調しつつ批判する。家を原理的核とする支配に関するO・ブルナー説を現実の歴史における発生史的分析にまで用いんとする向きに対しては、適切な批判をなす。但し、一三世紀以降の領域権力の命ずる平和を、古ゲルマン的な人民団体、国家の平和と直結することも、さらに

ゲルマンの平和一般にとつてかわつたキリスト教的平和と見做すことも、ともに不適当であろう。蓋し、支配者は歴史の各發展段階に応じて、あらゆる可能なイデオロギ―を利用し尽すのである。

さて、かかる平和觀念の変化が官吏の卑賤視へと至るには、なお幾つかの媒介的要因が必要であった。それはまず都市に現われる。即ち、農村的・呪術的關係を破り、合理的絆、諸制度によつて合目的に形成された都市社会において、処刑は犯罪予防のための威嚇となる。そして市参事会に直屬する官吏としての刑吏の出現。ツンフトの特権化・閉鎖化に伴なう非ツンフト住民の賤民視、一四世紀以降の市民内部の対立激化、頻発する流血事件。加えて、キリスト教は、本来異教的なものである処刑の供儀的性格を否定しゆく。その結果、祭祀的性格を失つた処刑は、激動期の人々にとつて、何時我身にふりかかるやも知れぬ忌むべきものとなり、刑吏はやがて都市をも包括する平和を命ずる権力の手先として怖れられ、さらにこの怖れは前述の如き社会状

況の中で賤視へと転化していったのである。このような処刑と刑吏に対する怖れと賤視を裏打ちするものとして、第四章ではカール五世の刑事裁判令に示されるような裁判制度の変化、即ち職權訴追、偶然刑から死罪へ、威嚇主義原則、拷問の出現等が挙げられる。これらの担い手たる刑吏は、権力の露骨な裁判權行使に対する一四一六世紀の民衆の不滿の捌け口となつたのである。

本章で著者は、刑吏に対する卑賤感が以上のように支配・被支配關係に根源をもつものであるとし、他方で一六世紀以降、皇帝、國王の勅令によつて刑吏の名譽回復が徐々に進行したと述べる。しかし刑吏の賤民視が、権力の手先に対する民衆の憎悪に根ざすものであるとすれば、眞の名譽回復には、処刑と刑吏を規定するかかる社会關係の根本的变化が不可欠の要因をなした筈であるが、こうした点への言及がないのは残念に思われる。

この他著者は、刑吏は賤視される一方、醫師として尊重されたこと、職業上、並々

ならぬ肉体と精神力を備え、また高い教養をもつ人格者も多かつたことなど、同じ民衆の一人としての刑吏の描出にも意を用い、論点は多岐に亘る。とまれ厳しい差別と賤視を被つた刑吏という名の民衆が歴史に辿つた道程を、著者は一二、三世紀を転換期とする社会の変化、人間相互の結びつきかた及び人間の行為に対する考え方の変化の中に位置づけたのだと言えよう。

壮大な試論であるだけに本書には仮説的要素が多く、疑問を挟む余地もかなりあろう。例えば、著者は刑吏の地位低下を都市を中心に説明するが、領域権力による支配の尖鋭化は農村の方が遙かに強烈であつた。にも拘らず平和令下の農村における刑吏のありかたに触れられていないのは残念である。また著者が、近代の公開処刑において狂乱する民衆の心性の中に、かつての処刑のオルギー的、供儀的意識の再現を見ようとするとき、それが形式でなく意識の問題であるだけに、歴史における不変因子の過大視を危惧せずにはいられない。「知の考古学」を歴史学の中に定着させるにはなお

多くの準備作業が必要であらう。以上の疑問点にも拘らず、本書が法生活の側面から民衆意識を照射し得た点において民衆社会史の領域をさらに拡大したことは明らかである。新書判には余るその成果が、改めて本格的な書物として上梓されることが望まれる。

(新書判 二〇〇頁 一九七八年一月 中央公論社 三六〇円)

受贈図書

(一九七八年一月一六日)

一九七九年一月三十一日)

E・マイヤー著 鈴木一洲訳 ローマ人の

国家と国家思想 (岩波書店)

美術研究 (東京国立文化財研究所) 三〇七、

三〇八

日本文化史研究 (帝塚山短期大学) 三

三康文化研究所所報 一三

第二回木簡研究集会記録 (奈良国立文化財

研究所)

平城宮発掘調査出土木簡概報 (同前) 一二

藤原宮出土木簡 (同前) 二

人類学雑誌 (日本人類学会) 八六一—四  
宝塚市史 (宝塚市史編纂室) 第五卷

歴史学報 (中華民国国立成功大学) 五

歴史学報 (韓国歴史学会) 八〇

人文論叢 (福岡大学) 一〇—三

徳島大学学芸紀要 二七

アジア研究所紀要 (亜細亜大学アジア研究  
所) 五

東京大学明治維新史料研究会編 幕末維新

風雲通信 (東大出版会)

岩手史学研究 (岩手大学教育学部) 六三

経済論究 (九州大学大学院経済学部) 四三

福岡大学研究所報 三九、四〇

神道宗教 (国学院大学神道宗教学会) 九二

海軍史研究 (日本海軍史学会) 三一

駿台史学 (明治大学文学部) 四五

立正大学文学部論叢 六二

一橋研究 (一橋大学大学院一橋研究編集委  
員会) 四〇

越佐研究 (新潟県人文研究会) 三九

広島大学文学部紀要 三八—一、二

編集後記

何かと気ぜわしい三月。皆様には、いか  
がお過ごしでしょうか。

六二巻二号をお届けいたします。本号に  
は、古代西アジアの農耕社会像に迫る山本  
氏の重厚な論説のほか、新鋭の西山、奥村、  
朝治の各氏から、力作を寄せていただきま  
した。御検討下さい。

なお、残念なことですが、本会顧問であ  
られた赤松俊秀博士がおなくなりになりま  
した。

慎んで御冥福を祈ります。

(足立)

一九七八年二月三日印刷 定価七五〇円  
一九七九年二月一日発行

史 林 (第六二巻第二号)

発行人 史 学 研 究 会

理事長 島 田 虔 次

印刷所

京都市下京区七条御所ノ内中町五〇  
中村印刷株式会社